

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)



# 福島県報

## 目次

### 告示

○指定猟法禁止区域を指定する件  
 ○鳥獣保護区を指定する件

○鳥獣保護区を変更し存続期間を更  
 新する件四件  
 ○特別保護地区を指定する件  
 ○特定猟具使用禁止区域を指定する  
 件  
 ○休猟区を指定する件の一部を改正  
 する件

八 四 四 二

## 告 示

### 福島県告示第七百二十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十五条第一項の規定により、次のとおり指定猟法禁止区域を指定する。

平成十九年十月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

#### 一 指定猟法の種類

鉛製散弾を使用する猟法

#### 二 名称及び区域

名 称	区 域
天王山・泉川指定 猟法禁止区域	西白河郡泉崎村大字泉崎地内の天王台ニュータウン進入道路と村道桂・踏切線の接点を起点とし、同村道を南西に進み、村道東線との交点に至り、同村道を北西に進み、JR東北本線との接点に至り、同本線を北に進み、同村大字泉崎字天王山と字日渡山の字界線との接点に至り、同点から東に直進し、天王台ニュータウン分譲地の敷地境界線に至り、同境界線を南東に進み、天王台ニュータウン進入道路との接点に至り、同道路を南東に進み、起点に至る線で囲まれた区域

#### 三 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

(環境共生領域自然保護グループ)

### 福島県告示第七百二十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定する。

平成十九年十月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

#### 一 名称及び区域

名 称	区 域
平塩鳥獣保護区	いわき市平鎌田地内の国道六号と二級河川夏井川左岸堤防との交点を起点として、同堤防を東に進み、県道小名浜四倉線との交点に至り、同県道を南に進み、二級河川夏井川右岸堤防との交点に至り、同堤防を西に進み、県道甲塚古墳線に至り、同県道を西に進み、二級河川新川左岸堤防との交点に至り、同堤防を北西に進み、二級河川夏井川右岸堤防に至り、同堤防を西に進み、国道六号との交点に至り、同国道を北東に進み、起点に至る線で囲まれた区域

#### 二 存続期間

平成十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

#### 三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

##### 1 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

##### 2 鳥獣保護区の指定目的

当該鳥獣保護区は、いわき市平地区の東部に位置し、二級河川夏井川からなる区域である。冬季には、ハクチョウ類、カモ類の飛来地に、夏季には、セッカ、オオヨシキリ等の湿地性渡り鳥の繁殖地となり、また、これら鳥類の繁殖等を支える採餌場、ねぐらとして利用されており、鳥類において良好な生息環境が形成されている。

このため、当該区域を身近な鳥獣生息地の保護区として指定することにより、河川に生息する鳥類の保護増殖を図るとともに、地域の児童、住民が鳥類にふれあい、観察等を通じた環境教育の場の確保に資するものである。

また、当該区域の関係団体等と連携を図り、鳥獣保護区指定の趣旨の普及啓発や、定期的な巡視等により適切に管理する。

(環境共生領域自然保護グループ)

福島県告示第七百二十七号

鳥獣保護区を設定する件(平成十九年福島県告示第九百七十一号)で設定した鳥獣保護区について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第二項及び同条第七項の規定に基づき、その区域を変更し、その存続期間を更新し、及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定め、平成十九年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成十九年十月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 名称及び区域

名 称	区 域
西野鳥獣保護区	東白川郡鮫川村大字赤坂西野地内の県道勿来浅川線と村道上大塩虹ヶ沢線との接点を起点として、同村道を北東に進み、更に東に進み、林道酒垂宝木線との接点に至り、同林道を南に進み、村道酒垂宝木線との接点に至り、同村道を南に進み、県道勿来浅川線との接点に至り、同県道を東に進み、林道上大塩見渡線との接点に至り、同林道を南に進み、村道見渡酒垂線との接点に至り、同村道を北西に進み、村道名下滝線との接点に至り、同村道を北西に進み、村道名下野町線との接点に至り、同村道を南に進み、農道に至り、同農道を北西に進み、更に北東に進み、村道名下滝線との接点に至り、同村道を北西に進み、更に北東に進み、県道勿来浅川線との接点に至り、同県道を南東に進み、起点に至る線で囲まれた区域

二 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

1 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

2 鳥獣保護区の指定目的

当該鳥獣保護区は、鮫川村の北西部に位置し、区域内にはコナラやヤマモミジなどを中心とした天然の広葉樹林が広がり、キビタキ、トラツグミ、ベニマシコや、キツネ、タヌキ、ムササビなどの森林性鳥獣が多種多様生息しており、鳥獣において良好な生息環境が形成されている。また、古くから、西野緑の少年団等が、自然

とのふれあいの場、環境学習の場として活用している。

このため、当該区域を引き続き身近な鳥獣生息地の保護区として指定することにより、多様な鳥獣の保護増殖を図り、さらには、鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に資するものである。

また、当該区域の森林所有者や関係機関と連携を図り、鳥獣保護区指定の趣旨の普及啓発や、定期的な巡視等により適切に管理する。

(環境共生領域自然保護グループ)

福島県告示第七百二十八号

鳥獣保護区を設定する件(平成十九年福島県告示第九百七十一号)で設定した鳥獣保護区について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第二項及び同条第七項の規定に基づき、その区域を変更し、その存続期間を更新し、及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定め、平成十九年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成十九年十月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 名称及び区域

名 称	区 域
奥只見鳥獣保護区	南会津郡只見町、南会津町(伊南地区)、檜枝岐村の町村界坪入山山頂を起点として、国有林会津森林管理署林班界となる稜線を南東に進み、窓明山山頂に至り、同山頂から国有林会津森林管理署林班界となる稜線を南に進み、三岩岳山頂に至り、同山頂から国有林会津森林管理署林班界となる稜線を南に進み、更に南西に進み、駒ヶ岳山頂に至り、同山頂から国有林会津森林管理署林班界となる稜線を南西に進み、大杉岳山頂に至り、同山頂から国有林会津森林管理署千百三林班と千六十二林班との林班界を南西に進み、千百三林班と千二百二林班との林班界に至り、同界を南西に進み、更に北西に進み、只見川右岸に至り、同点から西に直進し、福島県と新潟県との県境に至り、同県境を北に進み、大鳥沢と村杉岳を結ぶ直線との交点に至り、同直線を東に進み、国有林会津森林管理署千百一―I林班と千百十二林班との林班界に至り、同境界線を北東に進み、村杉岳山頂に至り、同山頂から国有林会津森林管理署林班界となる稜線を南に進み、倉前沢山山頂に至り、同山頂から国有林会津森林管理署林班界となる稜線を南東に進み、更に東に進み、丸山岳山頂に至り、同山頂

から国有林班界となる稜線を南東に進み、更に南に進み、更に西に進み、梵天ヶ岳山頂に至り、同山頂から国有林会津森林管理署林班界となる稜線を南に進み、高幽山山頂に至り、同山頂から国有林会津森林管理署林班界となる稜線を南に進み、更に西に進み、起点に至る線で囲まれた区域。  
ただし、国有林会津森林管理署千七百七林班り一、リ二、イ二、二二小班の区域を除く。

二 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

1 鳥獣保護区の指定区分

大規模生息地の保護区

2 鳥獣保護区の指定目的

当該鳥獣保護区は、只見町の西部から松枝岐村の北西部に位置し、西は奥只見湖を境に新潟県魚沼市に接し、梵天ヶ岳、三岩岳、駒ヶ岳等、千五百メートルから二千メートルの稜線と奥只見湖に囲まれた区域で、ブナ、ミズナラ等の広葉樹を主体に、沢沿いにはサワグルミ、トチノキ、峰筋には、キタゴヨウ、ネズコ、上部には、アオモリトドマツ、コマツガ等の天然林で占められている。

当該区域には、森林生態系の指標種といわれる猛禽類や、ツキノワグマの大型獣類の他、多種の鳥獣の生息が確認されており、豊かな生態系が維持されている区域である。特に大型の鳥獣が高密度で生息が確認されている貴重な生息地となっており、当該区域を保全することが、これらの保護を図る上で重要なものとなる。

このため、当該区域を引き続き大規模生息地の保護区として指定することにより、猛禽類をはじめとした当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

また、当該区域の関係団体等と連携を図り、鳥獣保護区指定の趣旨の普及啓発や、定期的な巡視等により適切に管理する。

(環境共生領域自然保護グループ)

福島県告示第七百二十九号

鳥獣保護区を設定する件(昭和六十二年福島県告示第千四百十九号)で設定した鳥獣保護区について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八條第二項及び同条第七項の規定に基づき、その区域を変更し、その存続期間を更新し、及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定め、平成十九年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成十九年十月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 名称及び区域

名 称	区 域
観音沼鳥獣保護区	南会津郡下郷町大字南倉沢字観音平地のうち八百三十五―一―番地、八百三十五―二―番地、八百三十六番地、八百三十八―一―番地、八百三十八―二―番地及び八百三十九番地の全域

二 存続期間

平成十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

1 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

2 鳥獣保護区の指定目的

当該鳥獣保護区は下郷町の南部に位置し、大字南倉沢字観音平にある観音沼森林公園である。区域内にはコナラ、ミズナラ、カエデ、ウワミズザクラなど林相の変化に富み、ウグイスやトビ、ヤマドリなどの鳥類や、キツネやタヌキなどの獣類も数多く生息しており、鳥獣において良好な生息環境が形成されている。

また、当該区域は、散策道が整備されていることから、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用している。

このため、当該区域を引き続き森林鳥獣生息地の保護区として指定することにより、多様な鳥獣の保護を図るものである。

また、当該区域の関係団体等と連携を図り、鳥獣保護区指定の趣旨の普及啓発や、定期的な巡視等により適切に管理する。

(環境共生領域自然保護グループ)

福島県告示第七百三十号

鳥獣保護区を設定する件(昭和六十二年福島県告示第千四百二十三号)で設定した鳥獣保護区について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八條第二項及び同条第七項の規定に基づき、その区域を変更し、その存続期間を更新し、及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定め、平成十九年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成十九年十月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 名称及び区域

名 称	区 域
箒平鳥獣保護区	国有林磐城森林管理署七百四十九林班及び七百五十林班。

双葉郡広野町大字上浅見川字水喰戸、字火打石、字火打石森  
 字中曾根、字西黒森、字天狗塚、字酒造、字日向、字クツカ  
 ケの全部

- 二 存続期間  
平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで
- 三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

1 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

2 鳥獣保護区の指定目的

当該鳥獣保護区は、広野町西部に位置し、いわき市との市町境にある広野町で一番高い標高八百五メートルの「論山ボッチ」（と呼ぶ人もいるが無名の山である）と標高六百八十五メートルの五杜山に挟まれ、中央に浅見川が東流している区域である。この区域は、人工林が大半を占めるが、浅見川沿いにはケヤキ、フサザクラ等からなる天然の渓谷林が広く分布し、また、五杜山には、クリ、コナラ林、モミ林等の天然林が分布している。

河川上流の渓谷は、山地性の水生動物の数、種類が豊富であり、ヤマセミ、カワセミ、ミソサイイ等の河川に生息する鳥類の、採餌の場、休息の場として利用されている。また、その周辺には、クロツグミ、フクロウ、ヤマドリなどの鳥類や、キツネ、ムササビ、アナグマなどの獣類が生息しているほか、猛禽類等の採餌の場として利用されており、豊かな生態系が形成されている。

このため、当該区域を引き続き森林鳥獣生息地の保護区として指定することにより、河川に生息する鳥類をはじめとした当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

また、当該区域の森林所有者や関係機関と連携を図り、鳥獣保護区指定の趣旨の普及啓発や、定期的な巡視等により適切に管理する。

（環境共生領域自然保護グループ）

福島県告示第七百三十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。

平成十九年十月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 名称及び区域

名 称	区 域
箒平鳥獣保護区特別保護地区	双葉郡広野町大字上浅見川字天狗塚の全域

二 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

三 当該特別保護地区の保護に関する指針

1 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

2 特別保護地区の指定目的

箒平鳥獣保護区のうち広野町大字上浅見川字天狗塚地区は、浅見川沿いで地形が開析され、浸食面の岸壁には基岩の露出した箇所が多く、堆積面などには天然の渓谷林が広がりを見せている。当該区域は、急傾斜地が多いことから、比較的人為が加わることは少なく、静ひつで安全な環境にあり、ヤマセミ、カワセミ等の河川に生息する鳥類の、良好な生息環境の場が形成されている。

このため、箒平鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、当該区域を特別保護地区に指定することにより、河川に生息する鳥類を中心とした保護増殖を図り、さらには、当該区域周辺の多様な鳥獣の生活環境の保全に資するものである。

また、当該区域の森林所有者や関係機関と連携を図り、特別保護地区指定の趣旨の普及啓発や、定期的な巡視等により適切に管理する。

（環境共生領域自然保護グループ）

福島県告示第七百三十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成十九年十月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 使用を禁止する特定猟具

銃器

二 名称及び区域

名 称	区 域
阿武隈川特定猟具使用禁止区域	福島市鎌田地内の市道鎌田笹谷線と阿武隈川左岸堤防との交点を起点として、同堤防を北に進み、摺上川右岸堤防との接点に至り、同堤防を西に進み、国道四号との交点に至り、同国道を北に進み、摺上川左岸堤防との接点に至り、同堤防を東に進み、阿武隈川左岸堤防との接点に至り、同堤防を北に進み、県道保原桑折線との交点に至り、同県道を南東に進み、阿武隈川右岸堤防との交点に至り、同堤防を南に進み、市道鎌田笹谷線との交点に至り、同市道を西に進み、起点に至る線で囲まれた区域

赤坂の里森林公園 特定猟具使用禁止区域	伊達市保原町金原田地内の市道二千二百二十三号と同市保原町と同市梁川町の境界線との交点を起点として、同境界線を南東に進み、同市保原町と同市霊山町の境界線との接点に至り、同境界線を西に進み、県道伊達霊山線との交点に至り、同県道を北に進み、市道二千二百二十八号との接点に至り、同市道を北に進み、市道二千二百二十三号との接点に至り、同市道を北に進み、起点に至る線で囲まれた区域
霊山下小国特定猟具使用禁止区域	伊達市霊山町下小国地内の伊達市霊山町と同市月舘町の境界線と国道三百四十九号との交点を起点として、同国道を北西に進み、国道百十五号との接点に至り、同国道を北東に進み、更に南東に進み、県道月舘霊山線との接点に至り、同県道を南に進み、国道三百四十九号との接点に至り、同国道を北西に進み、起点に至る線で囲まれた区域
月舘運動場特定猟具使用禁止区域	伊達市月舘町糠田地内の県道月舘川俣線と市道中ノ内線との接点を起点として、同市道を東に進み、市道花工房線との接点に至り、同市道を南に進み、つきだて花工房敷地遊歩道との接点に至り、同遊歩道を東に進み、つきだて花工房敷地内通路との接点に至り、同敷地内通路を西に進み、市道花工房線との接点に至り、同市道を南西に進み、市道天坂線との接点に至り、同市道を西に進み、県道月舘川俣線との接点に至り、同県道を北東に進み、起点に至る線で囲まれた区域
東部ニュータウン 特定猟具使用禁止区域	郡山市大平町地内の県道斉藤下行合線と大滝根川右岸との交点を起点として、同県道を北東に進み、更に東に進み、市道温石平荒井線との接点に至り、同市道を南に進み、市道荻平倉屋敷線との接点に至り、同市道を西に進み、大滝根川右岸との交点に至り、同右岸を北西に進み、起点に至る線で囲まれた区域
浅川町特定猟具使用禁止区域	石川郡浅川町小貫地内の県道社田浅川線と同郡浅川町と東白川郡棚倉町の境界線との交点を起点として、同境界線を北西に進み、石川郡浅川町と白河市の境界線との接点に至り、同境界線を北東に進み、町道小貫野出島線との交点に至り、同町道を南に進み、町道学校前猪窪線との接点に至り、同町道を南に進み、町道染小貫線との接点に至り、同町道を南西に進み、県道社田浅川線との接点に至り、同県道を南西に進み、
久田野・本沼特定 猟具使用禁止区域	み、起点に至る線で囲まれた区域 白河市久田野地内の県道母畑白河線と県道久田野停車場線との交点を起点として、同県道を北に進み、更に北東に進み、市道田中堂ノ前線との接点に至り、同市道を東に進み、市道月影中田線との接点に至り、同市道を東に進み、市道本沼豆粉坂線との接点に至り、同市道を東に進み、県道母畑白河線との接点に至り、同県道を西に進み、起点に至る線で囲まれた区域
番沢谷中特定猟具 使用禁止区域	白河市表郷番沢地内の市道大窪緑山線と市道番沢谷中線との交点を起点として、同市道を南東に進み、市道谷中関前線との接点に至り、同市道を東に進み、J R白棚線専用道路との交点に至り、同専用道路を南東に進み、社川左岸との交点に至り、同市道を南西に進み、県道中野番沢線に至り、同県道を西に進み、市道番沢谷中線との接点に至り、同市道を北に進み、市道硯石緑山線との接点に至り、同市道を西に進み、谷中団地管理道路との接点に至り、同管理道路を北に進み、更に西に進み、更に北に進み、農道山下線との接点に至り、同農道を西に進み、市道大窪緑山線との接点に至り、同市道を東に進み、起点に至る線で囲まれた区域
釜子特定猟具使用 禁止区域	白河市東深仁井田地内の県道棚倉矢吹線と県道塙泉崎線との接点を起点として、同県道を南東に進み、市道釜子・反町線との接点に至り、同市道を南西に進み、市道反町・大竹線との接点に至り、同市道を南に進み、林道釜子・中ノ作線との接点に至り、同林道を西に進み、市道中田・鍵線との接点に至り、同市道を北西に進み、市道釜子・反町線との接点に至り、同市道を西に進み、市道宮町・矢越山線との接点に至り、同市道を南に進み、市道釜子・大竹線との接点に至り、同市道を西に進み、県道棚倉矢吹線との接点に至り、同県道を南に進み、市道釜子・社線との接点に至り、同市道を南西に進み、市道小学校・日向線との接点に至り、同市道を北西に進み、県道釜子金山線との接点に至り、同県道を西に進み、市道深仁井田・小学校線との接点に至り、同市道を北に進み、市道北町・蕪内線との交点に至り、同市道を北西に進み、県道白河石川線との接点に至り、同県道を西に進み、市道蕪内・西浦線との接点に至り、同市道を北西に進み、白河市と西白

<p>波柳池特定猟具使用禁止区域</p>	<p>金山番沢特定猟具使用禁止区域</p>	<p>河郡泉崎村の境界線との交点に至り、同境界線を北東に進み、更に南東に進み、阿武隈川左岸との交点に至り、同左岸を南東に進み、市道蕪内・関平線との交点に至り、同市道を南に進み、白河市東蕪内字中川と同市東蕪内字屋敷前の字界線との交点に至り、同字界線を東に進み、同市東蕪内字駒橋七十五番地と同七十七番地の境界線との接点に至り、同境界線を東に進み、同市東蕪内字庚段と同市東蕪内字新池下の字界線との接点に至り、同字界線を南に進み、同市東蕪内字新池下八十八番地と同八十六番地の境界線との接点に至り、同境界線を東に進み、同市東蕪内字新池下と同市東蕪内字狐久保の字界線との接点に至り、同字界線を南に進み、同市東蕪内字狐久保八十五番地と同八十四番地の境界線との接点に至り、同境界線を東に進み、同市東蕪内字狐久保八十四番地と同八十三番地二の境界線との接点に至り、同境界線を南に進み、同市東蕪内字狐久保五十五番地と同五十一番地の境界線との接点に至り、同境界線を東に進み、市道深仁井田・反田線との接点に至り、同市道を南に進み、市道深仁井田・西新田線との接点に至り、同市道を東に進み、市道深仁井田・荒井線との接点に至り、同市道を北に進み、同市東深仁井田字東新田と同市東深仁井田字東本田の字界線との接点に至り、同字界線を東に進み、県道棚倉矢吹線との接点に至り、同県道を南に進み、起点に至る線で囲まれた区域</p>
<p>久慈川南特定猟具使用禁止区域</p>	<p>久慈川北特定猟具使用禁止区域</p>	<p>東白川郡塙町大字湯岐地内の県道高萩塙線と国道三百四十九号との交点を起点として、同県道を北西に進み、林道湯岐線との接点に至り、同林道を北に進み、町道干泥弘川線との接点に至り、同町道を東に進み、更に南に進み、国道三百四十九号との接点に至り、同国道を南西に進み、起点に至る線で囲まれた区域</p>
<p>東白川郡塙町台宿地内の県道矢祭山八槻線と町道塙・台宿線との交点を起点として、同町道を東に進み、国道百十八号との接点に至り、同国道を南に進み、JR水郡線との交点に至り、同線を南西に進み、町道関岡・関平線との交点に至り、同町道を北西に進み、国道百十八号との接点に至り、同国道を北東に進み、県道矢祭山八槻線との接点に至り、同国道を北に進み、起点に至る線で囲まれた区域</p>	<p>東白川郡塙町台宿地内の県道矢祭山八槻線と町道塙・台宿線との交点を起点として、同町道を東に進み、国道百十八号との接点に至り、同国道を南に進み、JR水郡線との交点に至り、同線を南西に進み、町道関岡・関平線との交点に至り、同町道を北西に進み、国道百十八号との接点に至り、同国道を北東に進み、県道矢祭山八槻線との接点に至り、同国道を北に進み、起点に至る線で囲まれた区域</p>	<p>東白川郡塙町台宿地内の県道矢祭山八槻線と町道塙・台宿線との交点を起点として、同町道を東に進み、国道百十八号との接点に至り、同国道を南に進み、JR水郡線との交点に至り、同線を南西に進み、町道関岡・関平線との交点に至り、同町道を北西に進み、国道百十八号との接点に至り、同国道を北東に進み、県道矢祭山八槻線との接点に至り、同国道を北に進み、起点に至る線で囲まれた区域</p>

<p>大森特定猟具使用 禁止区域</p>	<p>喜多方市熱塩加納町相田地内の県道日中喜多方線と市道上赤崎・針生線との接点を起点として、同市道を北西に進み、同町相田字大森地内の農道との接点に至り、同農道を北東に進み、更に南東に進み、同町相田字西ノ前及び字山新田地内の排水路との接点に至り、同排水路を東に進み、県道日中喜多方線との接点に至り、同県道を南に進み、起点に至る線で囲まれた区域</p>
<p>雷山特定猟具使用 禁止区域</p>	<p>耶麻郡西会津町野沢地内の国道四十九号と県道大久保野沢停車場線との交点を起点として、同県道を南西に進み、町道桜木前四岐線との接点に至り、同町道を南東に進み、更に南西に進み、林道四岐線との接点に至り、同林道を南に進み、雷山生活環境保全林遊歩道との接点に至り、同遊歩道を南西に進み、更に西に進み、町道中野西平線との接点に至り、同町道を南西に進み、中野川右岸との交点に至り、同右岸を北に進み、町道野沢安座線との交点に至り、同町道を北東に進み、国道四十九号との接点に至り、同国道を南東に進み、起点に至る線で囲まれた区域</p>
<p>川桁特定猟具使用 禁止区域</p>	<p>耶麻郡猪苗代町大字川桁地内の林道一ノ沢線と観音寺川右岸との交点を起点として、同右岸を西に進み、農道四十六号との接点に至り、同農道を北に進み、林道一ノ沢線との接点に至り、同林道を東に進み、ホテルリステル猪苗代周遊道路との接点に至り、同周遊道路を北に進み、農道百八十五号との接点に至り、同農道を西に進み、国有林会津森林管理署百八林班と同百七林班、同百五林班及び同百十林班の境界線との交点に至り、同境界線を北東に進み、更に東に進み、更に南西に進み、後林山道との交点に至り、同山道を南に進み、林道一ノ沢線との接点に至り、同林道を東に進み、起点に至る線で囲まれた区域</p>
<p>箕輪特定猟具使用 禁止区域</p>	<p>耶麻郡猪苗代町大字若宮地内の県道福島吾妻裏磐梯線と下の湯進入道路との接点を起点として、同進入道路を東に進み、下の湯山道との接点に至り、同山道を北に進み、県道福島吾妻裏磐梯線との接点に至り、同県道を南東に進み、高森川との交点に至り、同川を東に進み、猪苗代町と福島市の境界線との交点に至り、同境界線を南に進み、国有林会津森林管理</p>
<p>久川特定猟具使用 禁止区域</p>	<p>署百九十四林班と同百九十五林班の境界線との接点に至り、同境界線を西に進み、更に北に進み、国道百十五号との交点に至り、同国道を北に進み、県道福島吾妻裏磐梯線との接点に至り、同県道を東に進み、起点に至る線で囲まれた区域</p>
<p>高清水特定猟具使用 禁止区域</p>	<p>南会津郡南会津町青柳地内の県道大倉大橋浜野線と青柳川との交点を起点として、同県道を南に進み、林道小塩塩之岐線との接点に至り、同林道を西に進み、滝倉川との交点に至り、同川を東に進み、青柳川との合流点に至り、同川を東に進み、起点に至る線で囲まれた区域</p>
<p>程田特定猟具使用 禁止区域</p>	<p>南会津郡南会津町界地内の沼の沢と高清水沢との交点を起点として、同沢を北に進み、旧鳥居峠山道との接点に至り、同山道を北東に進み、大沼郡昭和村と南会津郡南会津町の境界線との交点に至り、同境界線を南東に進み、沼の沢との接点に至り、同沢を西に進み、起点に至る線で囲まれた区域</p>
<p>Jヴィレッジ特定 猟具使用禁止区域</p>	<p>相馬市程田地内の国道六号と市道馬場野細田線との接点を起点として、同市道を北東に進み、農道相馬南部十七号線との接点に至り、同農道を南東に進み、旭ヶ丘ニュータウン進入道路との接点に至り、同道路を南に進み、更に南西に進み、国道六号との接点に至り、同国道を北西に進み、起点に至る線で囲まれた区域</p>
<p>Jヴィレッジ特定 猟具使用禁止区域</p>	<p>双葉郡楢葉町大字山田岡地内の国道六号と県道木戸停車場線との接点を起点として、同県道を東に進み、町道小堤金山線との接点に至り、同町道を東に進み、町道羽出庭岩沢線との接点に至り、同町道を東に進み、町道大町上ノ代線との接点に至り、同町道を東に進み、農道代東二十八代東十との接点に至り、同農道を東に進み、同農道の東端の地点に至り、同点から東に直進し、太平洋汀線に至り、同汀線を南に進み、広野町大字下北迫字二ツ沼と字東原の字界線との接点に至り、同字界線を西に進み、県道広野小高線との接点に至り、同県道を北に進み、更に西に進み、更に北に進み、県道広野小高線との接点に至り、同県道を西に進み、JR常磐線との交点に至り、同線を北に進み、町道岩沢二ツ沼線との交点に至り、同町道を西に進み、県道広野小高線との接点に至り、同県道を南に進み、更に西に進み、更に南に</p>

<p>八石特定猟具使用 禁止区域</p>	<p>進み、町道農場前線との接点に至り、同町道を西に進み、国道六号との接点に至り、同国道を北に進み、起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>双葉郡榊葉町大字井出地内の町道所布・松ヶ岡線と県道いわき浪江線との接点を起点として、同県道を南に進み、町道上ノ原・名合沢線との接点に至り、同町道を北西に進み、同町大字井出字八石九十三番地の二と九十三番地の八の境界線との接点に至り、同境界線を北東に進み、同町大字井出字清太郎と字白坂の字界線との接点に至り、同字界線を北西に進み、清太郎川右岸との接点に至り、同右岸を西に進み、町道所布・松ヶ岡線との交点に至り、同町道を東に進み、起点に至る線で囲まれた区域</p>
--------------------------	--

三 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

(環境共生領域自然保護グループ)

福島県告示第七百三十三号

休猟区を指定する件(平成十八年福島県告示第七百七十七号)の一部を次のように改正し、平成十九年十一月一日から施行する。

平成十九年十月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

一の表区域の欄中「別紙区域図二十八」を「改正別紙区域図二十八」に改め、二の項中「別紙区域図」の下に「及び改正別紙区域図」を加える。

(環境共生領域自然保護グループ)